

認証の詳細

<家庭用トレッドミル>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
 - 表 1 : 製造設備基準
 - 表 2 : 検査設備基準
 - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
 - 表 4 : 型式確認申請手数料
 - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
 - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
 - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
 - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
 - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合
 - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
 - 表 11 : ロット認証の申請手数料
 - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る。)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る。)	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る。)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. プレス加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る。)	4. 適切にプレス加工ができること。
5. 成形加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る。)	5. 適切に溶接加工ができること。
6. 研磨加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る。)	6. 適切に研磨加工ができること。
7. 防せい処理加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る。)	7. 適切に防せい処理加工ができること。
8. 組立設備	8. 適切に組立ができること。
<p>ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工設備、プレス加工設備、成形加工設備、研磨加工設備及び防せい処理加工設備により製造される部品の製造技術の状況により、製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. カバーの固定性試験設備	1. 基準 1. (6)に規定する項目を適切に確認できる掴み具及び荷重検出器を備えていること。
2. 可動部の挟み込み性確認設備	2. 基準 1. (7)に規定する直径 9mm、70mm の試験用ロッドを備えていること。
3. 寸法測定試験設備	3. 基準 1. (11)に規定する項目を適切に確認できる金属直尺又はこれと同等以上の制度を有するものを備えていること。
4. 速度の上昇及び下降時間の試験設備	4. 歩行・走行面の速度を測定するためのタイマー又は機械的な測定設備を備えていること。
5. 歩行・走行面の耐荷重試験設備	5. 直径 100mm のあて板、及びあて板を介して 2,000N の荷重を 1 分間負荷することができる設備を備えていること。
6. 枠部の耐荷重試験設備	6. 製品が試験中移動しないよう床面に固定でき、枠部に外向き水平に 700N の荷重を 1 分間加えることができる設備を備えていること。
7. 自走式製品のベルト駆動試験設備 (当該試験を要する場合に限る)	7. ベルト面速度を機械的な方法で 12km/h の速度で 1 時間駆動させることができる設備を備えていること。
8. 電動式製品のベルト駆動試験設備 (当該試験を要する場合に限る)	8. 基準 3. (2)に規定される試験を行うことができる設備を備えていること。
9. 安定性試験設備 (当該試験を要する場合に限る)	9. 試験中製品が床面を滑らない滑り止め、直径 200mm のあて板、30kg の重錘、及び枠を 150N 又は 200N で外向き水平に力を負荷できる設備を備えていること。
10. 動作電圧測定試験設備 (当該試験を要する場合に限る)	10. 精度が 0.5 級以上の電圧計設備を備えていること。
11. 漏れ電流測定試験設備 (当該試験を要する場合に限る)	11. 精度が 0.5 級以上の電圧計を 1k Ω の抵抗を介して使用する設備を備えていること。

<p>12. 絶縁抵抗測定試験設備 (当該試験を要する場合に限る)</p> <p>13. 絶縁耐力試験設備 (当該試験を要する場合に限る)</p> <p>ただし、カバーの固定性試験、設置部端具の固定性試験、速度の上昇及び下降時間の試験、歩行・走行面の耐荷重試験、枠部の耐荷重試験、自走式製品のベルト駆動試験、電動式製品のベルト駆動試験、安定性試験、動作電圧測定試験、漏れ電流測定試験、絶縁抵抗測定試験及び絶縁耐力試験を実施できると一般財団法人製品安全協会に認められた者に定期的又は必要に応じて試験を依頼している場合には当該設備を備えることを要しない。</p>	<p>12. 精度が1.5級以上の内臓式絶縁抵抗試験設備、又は内臓式ではない場合は精度が0.5級以上の構成設備を備えていること。</p> <p>13. 精度が1.5級以上の内臓式絶縁耐圧試験設備、又は内臓式ではない場合は精度が0.5級以上の構成設備を備えていること。</p>
---	---

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
使用用途	(1) 歩行用 (2) 走行用
駆動形式	(1) 自走式 (2) 電動式（商用電源を用いるもの） (3) その他

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> 申請手数料 11,000円/型式（税抜10,000円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。 	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ・電動式のもの 104,500円（税抜95,000円） ・自走式のもの 74,250円（税抜67,500円） ・その他のもの 要相談 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221 	1台/型式 試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。

表6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より5年間

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は22mm×22mmです。交付単位は50枚です。</p> <div data-bbox="794 504 1040 750" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります</p>	<p>図2に示すSGマークを製品本体の表面又は裏面に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="821 1153 1093 1422" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図2 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm以上30.0mm以下です。</p> <p>色彩：二色又は単色とする。</p> <p>※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。</p> <p>手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	66 円/台 (税抜 60 円/台) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 5 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所</p> <p><大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221</p> <p><東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549</p>
------	---

表 11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先										
一般財団法人日本文化用品安全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動式のもの 104,500 円（税抜 95,000 円） ・自走式のもの 74,250 円（税抜 67,500 円） ・その他のもの 要相談 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 66 円/台（税抜 60 円/台）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650 以下</td> <td>16,500 円（税抜 15,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651~1,600</td> <td>27,500 円（税抜 25,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1,601~4,000</td> <td>38,500 円（税抜 35,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4,000~10,000</td> <td>49,500 円（税抜 45,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）	651~1,600	27,500 円（税抜 25,000 円）	1,601~4,000	38,500 円（税抜 35,000 円）	4,000~10,000	49,500 円（税抜 45,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料											
650 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）											
651~1,600	27,500 円（税抜 25,000 円）											
1,601~4,000	38,500 円（税抜 35,000 円）											
4,000~10,000	49,500 円（税抜 45,000 円）											

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。</p> <div data-bbox="778 495 1075 792" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="767 804 1091 835">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります</p>	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の表面又は裏面に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="831 1111 1098 1373" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="831 1402 1027 1433">図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上 30.0mm 以下です。</p> <p>色彩 : 二色又は単色とする。</p> <p>※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更